



このう リフォームローン

移住定住 空き家解体
三世代ファミリー同居促進

興能信用金庫と穴水町、穴水町商工会は、互いに連携および協力して地方創生に取り組むことで、産業振興や地域経済の活性化並びに地域活力の創造に寄与することを目的に、令和元年8月23日付で「地方創生に係る包括連携協定」を締結しています。

今回興能信用金庫では、協定に基づく取り組みの一環として、穴水町内への移住定住、空き家対策、住宅確保に関する資金を対象とするローンの取り扱いを開始します。

商品名

- このうリフォームローン「まもるくん」

お使いみち

- 移住定住に係るリフォーム資金、空き家の解体費用及び諸経費、その他住宅確保に係る資金で下記の穴水町補助金制度の該当資金

ご利用いただける方

- 年齢が20歳以上の方
- 安定継続した収入がある方
- (一社)しんきん保証基金の保証が得られる方
- 下記にある穴水町の補助制度に認定された方
- 穴水町に居住する目的で不動産を取得する本人またはその家族、現に穴水町に住所・所在を有する本人またはその家族

ご融資金額

- 10万円以上1,500万円以内(1万円単位)
※ただし、空き家解体費用の場合500万円以内(1万円単位)

ご融資方法

- 証書貸付

ご融資期間

- 3カ月以上15年以内

ご融資利率

- **当金庫所定利率【変動金利型】**
※ご融資後は毎年4月1日と10月1日の年2回基準金利(長期プライムレートを基準に定める当金庫所定の金利)を見直し、4月1日基準の利率は6月、10月1日基準の融資利率は12月のご返済日の翌日より新利率を適用します。

担保・保証人

- 不要

手数料

- 融資実行、返済条件の変更、繰上償還に際しては当金庫所定の手数料が必要です。

穴水町の主な補助制度

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ① 定住促進奨励金 | ⑤ 老朽危険空き家除去費補助金 |
| ② 住宅耐震診断・耐震改修工事補助制度 | ⑥ 三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金 |
| ③ 定住促進空き家改修等補助金 | ⑦ 下水道融資斡旋・下水道助成 |
| ④ 空き家家財道具処分費補助金 | |

※町補助金の交付には申請が必要となりますので詳しくは
穴水町政策調整課(TEL:0768-52-3627)
穴水町移住定住促進協議会(TEL:0768-52-0272)までお問い合わせ下さい。

申込お問い合わせ

- 本店及び各支店の窓口へ
本店所在地/石川県鳳珠郡能登町宇出津ム字45-1TEL:0768-62-8201

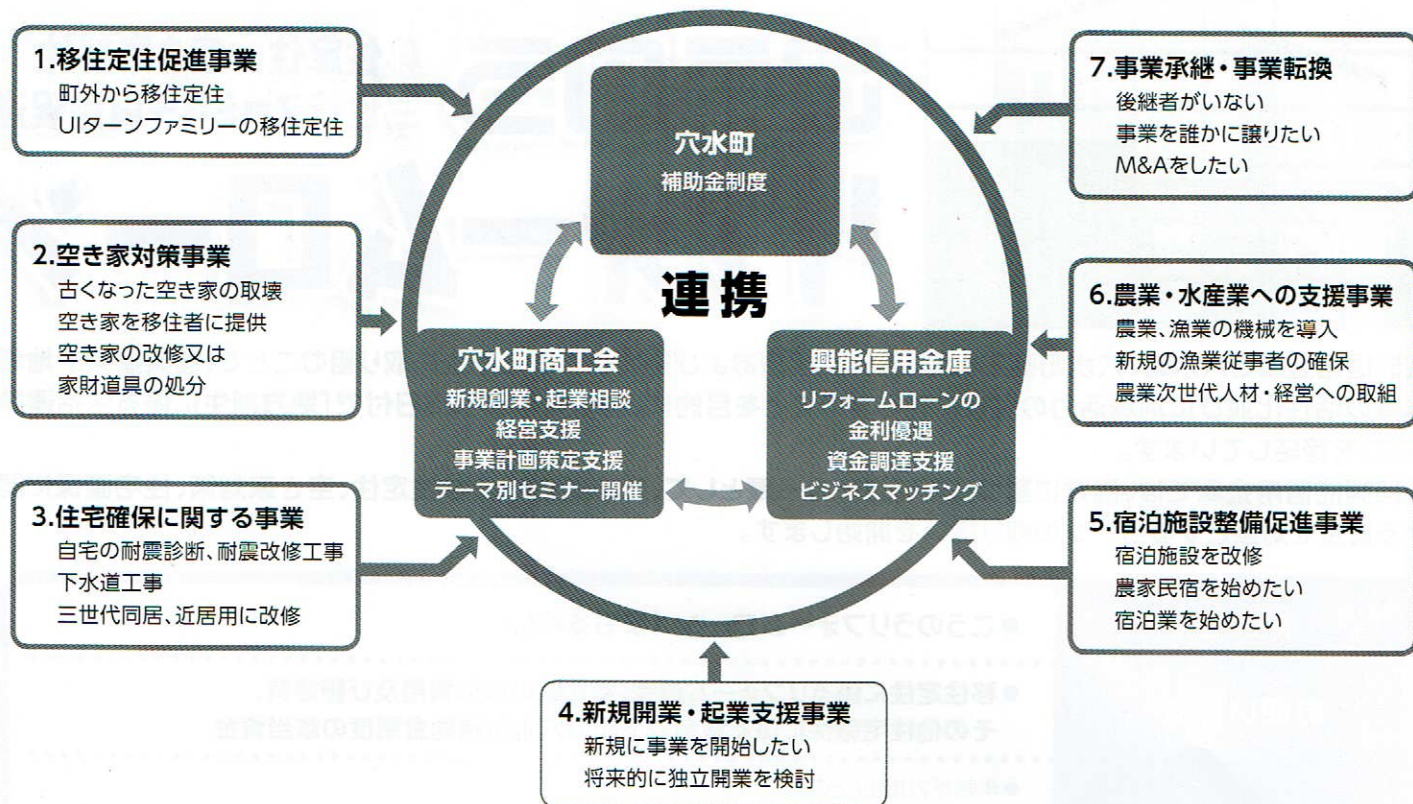
ポイント!

リフォームローン「まもるくん」
基準金利より町の認定にて
全期間△0.2%優遇します

ローンの
お申し込みは
こちらへ ➡



地方創生に関する包括連携のイメージ



「地方創生に係る包括連携協定」に関する穴水町助成金制度

連携事項	穴水町助成金	補助額
(1) 移住定住促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 定住促進空き家改修等補助金 ● 定住促進奨励金 ● Uターンファミリー移住暮らし応援補助金 ● Uターンファミリー同居リフォーム支援事業補助金 	空き家改修経費の1/2以内 上限100万円 転入者 上限200万円・転入者以外 上限70万円 引越補助10万円/一律・家賃補助上限1万円/月額(最長3年間) 経費の1/2以内 上限50万円
(2) 空き家対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽危険空き家除去費補助金 ● 定住促進空き家改修費等補助金 ● 空き家家財道具処分費補助金 	補助事業の1/3以内 上限50万円 空き家改修経費の1/2以内 上限100万円 対象経費の実費負担分 上限15万円
(3) 住宅確保に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅耐震診断、耐震改修工事補助制度 ● 下水道融資斡旋 ● 下水道助成 ● 三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金 	耐震診断 上限9万円(費用の3/4以内)・耐震改修 上限150万円 融資限度50万円 町が利子補てん 工事費より3万円助成 生活保護世帯工事費より50万円助成 町民税非課税世帯工事費より10万円助成 30万円(県外からの転入者は50万円)
(4) 新規開業・起業支援	<ul style="list-style-type: none"> ● あなみず未来づくり支援事業 ● 新規開業・起業支援事業 	「まち」づくり活動 上限50万円・「ひと」づくり活動 上限50万円 「しごと」づくり活動 上限100万円 開業費1/2以内 中心市街地 上限300万円 中心市街地以外 上限270万円
(5) 宿泊施設整備促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 宿泊施設整備促進事業 	改修費用の1/2以内 上限300万円
(6) 農業・水産業の支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規漁業就業者担い手支援事業 ● 農業用機械導入支援事業 ● 漁業機械等支援事業 ● 農業次世代人材投資事業 ● 園芸産地活性化整備事業 	漁業従事期間中月額8万円(夫婦ともに就漁する場合は12万円) 漁具等準備支援 上限10万円(1回限り) 事業費の1/4以内 認定農業者・新規就農者 上限150万円・その他農業者 上限100万円 事業費の1/3以内・新規漁業就業者 上限100万円・その他漁業者 上限100万円 準備型150万円/年(最長2年)・経営開始型150万円/年(最長5年) 認定農業者 町1/3、JA 1/3 その他農業 町1/4、JA 1/4